

# 獨協医科大学助産学専攻科奨学金貸与規程

平成23年4月1日制定

最終改正 令和4年6月1日

(目的)

第1条 この規程は、獨協医科大学助産学専攻科（以下「助産学専攻科」という。）に在籍する学生のうち、人物・学業ともに優れ、かつ健康でありながら、経済的理由により修学が困難であると認められた者に対し、学資を貸与することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、学資の貸与を受ける者を獨協医科大学助産学専攻科奨学生（以下「奨学生」という。）といい、その学資を獨協医科大学助産学専攻科奨学金（以下「奨学金」という。）という。

(貸与要領)

第3条 奨学金貸与は、次の各号に定める要領で行う。ただし、本条に定めのない事項については別に定めるところによる。

- (1) 奨学金の額 月額50,000円以内とする。ただし、初回の貸与（6月）については、入学月から奨学生に採用された日の翌月分（4～6月分）の15万円以内を一括貸与する。
- (2) 貸与の期間 奨学金の貸与期間は、入学月から修了月までとする。ただし、正規の修業年限の範囲内とする。
- (3) 利息 在学中、修了後を問わず奨学金には利息を付さない。ただし、奨学金返還時において償還遅延が生じた場合は、別に定める延滞利息を付すものとする。

(申請手続)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、別に定める申請期間中に次の各号の書類を獨協医科大学助産学専攻科長（以下「助産学専攻科長」という。）経由で、獨協医科大学学長（以下「学長」という。）に提出するものとする。

- (1) 獨協医科大学助産学専攻科奨学金貸与申請書（別記様式第1号）
  - (2) 獨協医科大学助産学専攻科奨学金貸与申請事由書（別記様式第1号付表）
- (奨学生の採用及び貸与契約の締結)

第5条 奨学生（奨学金の額を含む。）の採用は、前条により提出された書類に基づき助産学専攻科運営委員会で審議の上、学長が決定する。

- 2 学長は、奨学生を決定したときは、奨学生採用通知書（別記様式第2号）により、助産学専攻科長経由で奨学金の貸与を決定された者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により奨学生に採用された者は、契約書（別記様式第3号）により、学校法人獨協学園獨協医科大学（以下「大学」という。）と奨学金貸与契約を締結するものとする。

(貸与方法)

第6条 奨学金は、奨学金口座振込依頼書（別記様式第4号）により、毎月10日に銀行振込みをもって貸与するものとする。ただし、金融機関が土曜、日曜、祝祭日等で休業日に当たるときは、翌営業日の振込みとする。

(連帯保証人)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2名を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して、貸与を受けた奨学金の総額（極度額）の範囲内で保証するものとする。
- 3 第1項の連帯保証人のうち、1人は父母又はこれに準ずる者とし、他の1人は独立の生計を営む者とする。
- 4 学長は、連帯保証人から奨学生の履行状況について問い合わせを受けた場合は、回答するものとする。
- 5 学長は、奨学生が返還を遅滞した場合は、その旨を2月以内に連帯保証人へ通知するものとする。

(貸与契約の解除)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その契約を解除するものとする。

- (1) 退学
- (2) 除籍

(奨学金の貸与の中止)

第9条 奨学生が休学したときは、休学しはじめた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間に係る奨学金の貸与を休止するものとする。

2 奨学生が引き続いて1月以上欠席したときは、欠席しはじめた日の属する月の翌月から出席することとなった日の属する月の前月までの分の期間に係る奨学金の貸与を休止することができる。

(奨学金の停止及び取りやめ)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の貸与を停止し、又は取りやめることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないとき。
- (2) 学業劣等で成業の見込みがなくなったとき。
- (3) 正当な理由なく出席が常でないとき。
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (6) 獨協医科大学助産学専攻科奨学金貸与申請書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (7) 獨協医科大学学則第46条に定める懲戒処分を受けたとき。

(奨学金の返還)

第11条 奨学生は、助産学専攻科を修了し大学に就職した場合は、修了した日の属する月の翌月から起算して1年以内に、割賦（毎年6月及び12月の半年賦均等償還）の方法により奨学金を返還するものとする。ただし、奨学生であった者が、修了後大学に就職しない場合は、修了の日から1月以内に、貸与を受けた奨学金の全部を返還しなければならない。

2 前項に規定する返還期間の最長は、原則として貸与期間に相当する期間までとする。

3 奨学生又は連帯保証人は、奨学生が退学し、又は除籍となったとき、その事由の生じた日に属する月の翌月から起算して1月以内に、貸与を受けた奨学金の全部を返還しなければならない。

4 奨学生又は奨学生であった者は、正当な理由がなく、第1項及び前項に規定する返還金を、返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの遅延元金に対し、年10%の割合で延滞利息を支払うものとする。

(奨学金の返還方法)

第12条 奨学生が修了するときは、獨協医科大学助産学専攻科奨学金返還計画届（別記様式第5号）を助産学専攻科長経由で、学長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前条第1項の場合の返還は、奨学生であった者が大学事務局人事部給与厚生課に届け出た給与振込口座からの給与天引きにより返還するものとする。

3 奨学生であった者が修了後大学に就職しない場合及び前条第3項の場合は、大学が指定する銀行口座への振込みにより一括返還するものとする。

(奨学金の返還猶予)

第13条 学長は、奨学生であった者が、災害、病気、その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難であると認められる場合は、その理由が継続する期間に限り、奨学金の返還債務の履行を猶予することができる。ただし、返還猶予は、猶予後大学へ就職することを条件とする。

2 前項の定めにより奨学金の返還猶予を受けようとする者は、獨協医科大学助産学専攻科奨学金返還猶予届（別記様式第6号）を助産学専攻科長経由で、学長に提出し、承認を受けなければならない。

(奨学金の返還免除)

第14条 学長は、奨学生又は奨学生であった者が、死亡、重度の心身の障害その他やむを得ない理由により、その返還の債務を免除することが適当と認めた場合は、第11条の規定にかかわらず、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができるものとする。

(異動届)

第15条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに異動届(別記様式第7号)を助産学専攻科長経由で、学長に提出しなければならない。

(1) 連帯保証人を変更したとき。

(2) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(一括返還)

第16条 在学中、修了後を問わず、奨学生又は奨学生であった者から奨学金の全額返還の申出があった場合は、これを何時でも受け付けるものとする。

(細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

(事務所管)

第18条 この規程に定める出願手続、奨学生の決定及び貸与契約の締結に関する事務は看護学部事務室看護教務課の所管とし、貸与契約の締結後の貸与・返済に関する事務は経理部経理課の所管とする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (平成23年 規程第38号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年 規程第125号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年 規程第25号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年 規程第119号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

別記様式(省略)